第１章　総　　説

第１節　　船橋市の概要

１．位置及び地勢

船橋市は千葉県の北西部に位置し、東は習志野市及び八千代市に、西は市川市に、北は鎌ケ谷市及び白井市にそれぞれ接し、南は東京湾の北東部沿岸となっている。

都心より２０㎞圏内の距離にあり、首都圏内に位置している。

市域は東西１３．８６㎞、南北１４．９５㎞あり、面積は８５．６２㎢で、市全域が概ね平坦である。

船 橋 市 の 位 置

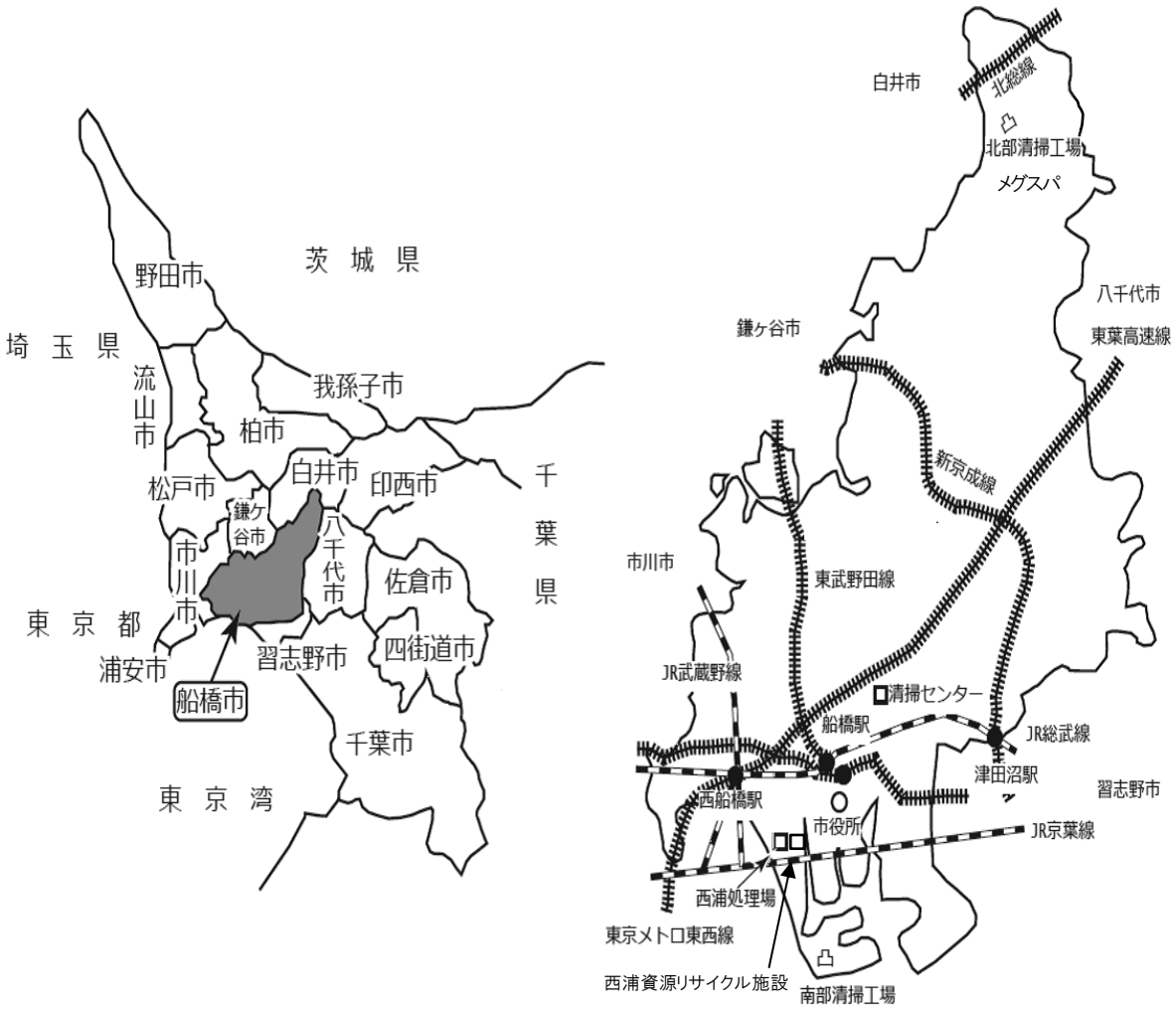

２．人　口

船橋市の人口は、昭和１２年４月に４２，９８１人で市制を施行して以来増加の一途をたどり、特に、昭和３５年に完成した公団住宅前原団地を契機に住宅開発が盛んに行われ、平成２１年９月には６０万人を突破した。

人口及び世帯数の推移（各年１０月１日現在）

年　度	常　住　人　口	世　帯　数
１９８０年（昭和５５年）	４７９，４３９	１５５，３７２
１９８５年（昭和６０年）	５０６，９６６	１６６，８０３
１９９０年（平成　２年）	５３３，２７０	１８７，８４１
１９９５年（平成　７年）	５４０，８１７	２０３，５１０
２０００年（平成１２年）	５５０，０７４	２１６，１５５
２００５年（平成１７年）	５６９，８３５	２３３，２８９
２０１０年（平成２２年）	６０９，０４０	２６１，４１５
２０１５年（平成２７年）	６２２，８９０	２７２，４３２
２０２０年（令和　２年）	６４２，９７２	２８９，０２７
２０２１年（令和　３年）	６４４，６１７	２９３，６７６
２０２２年（令和　４年）	６４５，７５７	２９６，８５０
２０２３年（令和　５年）	６４７，１０５	３００，４７０

第２節　　清掃事業の沿革

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一　般
明治 33 年	・ﾘﾔｶｰ及び大八車による収集(収集区域：船橋駅、国道千葉街道沿い)	・農家が馬車等による汲み取り	・汚物掃除法制定
昭和 12 年			・市制施行《4 月》
昭和 21 年	・4ｔﾄﾗｯｸ 1 台購入、ﾘﾔｶｰ 5～6 台、人員 7 人(収集地域：本町、海神町、湊町、宮本町)	・汲み取り業者による収集の開始	
昭和 25 年	・4ｔﾄﾗｯｸ 1 台購入、人員 14 人で 20 日から 1 ヶ月に 1 回収集(収集地域を小栗原町、夏見営団、都疎浜、二子町、印内町に拡大)		
昭和 27 年	・作業起点を本町 2 丁目から海神町 5 丁目に移転し、4ｔﾄﾗｯｸ車からｵｰﾄ三輪 1ｔ車に切り替える		
昭和 28 年	・ｵｰﾄ三輪 10 台、ﾘﾔｶｰ 2 台、人員 26 人体制に。ごみ処理は埋立、冬期は農家への堆肥及び温熱用熱源として払い下げ		・二宮町と合併《8 月》
昭和 29 年		・汲み取り業が許可制となる《4 月》	・豊富村と合併《4 月》 ・清掃法施行《7 月》
昭和 30 年		・許可業者のﾊﾞｷｭｰﾑ車による収集開始	・船橋市清掃条例施行《4 月》
昭和 33 年	・東町にｺﾝﾎﾟｽﾄ施設(塵芥 20ｔ/日、し尿 4ｔ/日)が完成《9 月》		
昭和 34 年		・防空壕跡、山林等への投棄を行う ・素掘り投棄場(二和町、飯山満町)を設置	・船橋市高速堆肥化処理場設置条例施行(昭和 40 年 11 月廃止)
昭和 35 年	・東町に焼却炉(20ｔ/日)が完成	・船橋清掃組合発足《3 月》	
昭和 36 年	・三輪車 8 台、四輪車 1 台、ﾊﾞｯｸﾄﾞﾗﾑ 2 台、ﾊﾞｯｸﾏｽﾀｰ 1 台、ﾐｾﾞｯﾄ 8 台、ﾘﾔｶｰ 6 台、人員 59 人体制、作業拠点は東町に移転(収集区域を前原町、薬園台町に拡大)	・許可業者 9 社となる ・高根木戸終末処理場設置《6 月》	・衛生課清掃係から清掃事務所に変更《7 月》
昭和 37 年		・高根木戸地区の公共下水道が完成《3 月》	
昭和 38 年	・ｺﾝﾎﾟｽﾄ施設を廃止	・協同組合船橋清掃ｾﾝﾀｰが発足	
昭和 39 年	・一部委託収集(可燃ごみ、危険物)を開始《5 月》		・経済衛生部に変更《4 月》 ・船橋市霊園条例施行《4 月》 ・船橋市西浦処理場条例施行(昭和 57 年 4 月廃止)《11 月》
昭和 40 年	・ごみ箱によるかき出し方式からﾎﾟﾘﾊﾞｹﾂ容器によるｽﾃｰｼｮﾝ方式に収集方式を変更 ・不定期収集を週 2 回の定期収集に変更	・八木が谷町及び八千代市吉橋の山林に素掘り投棄場を設置 ・西浦処理場(180ｋℓ/日)設置《3 月》	・浜町及び宮本町 2 丁目地先公有水面埋立《3 月》 ・船橋市東町事業所条例施行(船橋市清掃事業所設置条例に名称変更/昭和 57 年 4 月廃止)《11 月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一　般
昭和 41 年	・船橋都市計画ごみ焼却場の決定(東町事業所 1.0ha)《10 月》	・協同組合船橋清掃ｾﾝﾀｰが船橋企業㈱に組織替え《3 月》	
昭和 42 年	・東町事業所に焼却炉(ﾃﾞｭｾﾙﾄﾞﾙﾌ VKW 川重回転火格子式:300ｔ/日)完成《3 月》	・北習志野終末処理場設置《2 月》 ・船橋都市計画汚物処理場の決定(西浦汚物処理場 3.0ha)《12 月》	・清掃事務所を衛生部清掃課に統合《7 月》 ・船橋市清掃条例施行(全部改正/昭和 47 年 4 月廃止)《11 月》
昭和 43 年	・市街地収集の一部を昼間から夜間に変更(委託)《5 月》	・し尿汲取手数料出納員(10 人) ・許可方式を委託方式に改める《4 月》 ・し尿汲取手数料自治会に徴収委託開始 ・(社)船橋市清美公社設立《7 月》 ・(社)船橋市清美公社に収集委託開始 ・収集車輌にｴｱｰｳｨｯｸ式脱臭装置を装備	
昭和 44 年	・可燃ごみ(直営・委託)、不燃ごみ(直営)の 2 分別収集開始	・定日収集制開始《11 月》 ・第 2 次西浦処理場(200kl/日)稼動《12 月》	・清掃課が清掃第一課と清掃第二課に分離《7 月》
昭和 45 年	・船橋都市計画ごみ焼却場の変更(西浦町事業所(0.9ha)を追加)《11 月》	・八千代市地先の素掘投棄場埋戻工事完成 ・船橋都市計画汚物処理場の変更(西浦汚物処理場 1.1ha)《11 月》	
昭和 46 年	・不燃ごみを月 1 回収集から週 1 回収集に変更(三輪ﾀﾞﾝﾌﾟ 19 台、四輪ﾀﾞﾝﾌﾟ 2 台、特装車 20 台、人員 115 人)《7 月》 ・環境指導員制度発足《7 月》	・浄化槽汚泥の海洋投入開始《5 月》	・廃棄物処理法施行《9 月》
昭和 47 年	・不燃ごみの圧縮業務委託開始(昭和 56 年 3 月まで)《9 月》 ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ処理試験を民間と協同で開始(昭和 50 年 3 月まで)《1 月》 ・西浦町事業所稼動(300ｔ/日、ﾃﾞ・ﾛｰﾙ式焼却炉)《10 月》	・し尿収集手数料の口座振替開始《4 月》 ・し尿浄化槽清掃業許可制(許可業者 3 社)《5 月》	・あき地に係る雑草の除去に関する条例施行《2 月》 ・船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行《4 月》
昭和 48 年	・町会、自治会等による有価物回収事業の開始《4 月》 ・可燃ごみの回収を紙袋による週 3 回収集に変更《10 月》 ・(社)船橋市清美公社が金杉町で製袋業務を開始《10 月》 ・西浦町事業所敷地内で粗大ごみ処理施設稼動(100t/5h)《10 月》		
昭和 50 年		・高根木戸終末処理場を中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場に変更	
昭和 51 年	・不燃物(灰を含む)全量圧縮固形化処理実施《4 月》 ・船橋市有価物回収組合発足《12 月》	・西浦下水処理場運転開始《4 月》 ・し尿浄化槽清掃業許可業者 5 社となる《6 月》	・清掃第一課と清掃第二課を統合して環境部廃棄物対策課を設置《7 月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一　般
昭和 52 年	・粗大ごみ収集開始(電話申込制/委託)《5 月》 ・(財)船橋市環境公社における製袋業務中止《9 月》 ・船橋都市計画ごみ焼却場の変更(北部清掃工場(3.9ha)を追加)《10 月》 ・粗大ごみ収集を月 1 回のｽﾃｰｼｮﾝ収集に変更《11 月》		
昭和 53 年	・有価物回収報償金(現：有価物回収協力金)制度開始(令和 4 年 9 月まで)《4 月》 ・ごみ減量啓発ﾊﾞｽ「ﾘｻちゃん号」の運行開始《5 月》 ・ｸﾘｰﾝ船橋市民会議発足《7 月》 ・焼却灰等の最終処分委託開始《10 月》		・廃棄物対策課が廃棄物第一課と廃棄物第二課に分離《7 月》
昭和 54 年	・一部地域にて有用不燃物(ﾋﾞﾝ･ｶﾝ)収集開始（委託）《4 月》 ・金杉町にﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ設置（再生ｾﾝﾀｰ）《7 月》	・(社)船橋市清美公社が坪井町に車両中継基地を設置《9 月》	
昭和 55 年			・船橋市葬具の貸付に関する条例施行《4 月》 ・船橋市狂犬病予防法の施行に関する規則(現：狂犬病予防法施行細則)施行《4 月》
昭和 56 年	・「船橋をきれいにする日」を実施(以降毎年実施)《11 月》		
昭和 57 年	・東町事業所焼却施設廃止《12 月》		
昭和 58 年	・有用不燃物報奨金(現：資源ごみ回収協力金)制度開始(令和 4 年 9 月まで)《4 月》 ・北部清掃工場稼動(450ｔ/日、二塔流動層式熱分解炉)《4 月》 ・可燃物(週 3 回)、粗大ごみ・不燃物(月 1 回)、有用不燃物(週 1 回)の 3 分別開始《7 月》 ・不燃ごみの委託収集開始《7 月》 ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類を可燃ごみとし、ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ袋を市指定袋に追加《7 月》		
昭和 59 年	・乾電池、蛍光灯を粗大ごみ・不燃物から分離《4 月》 ・乾電池回収箱設置《9 月》		
昭和 60 年	・生ごみ堆肥化容器(ｺﾝﾎﾟｽﾀｰ)設置補助金制度を開始(昭和 63 年度まで 5,009 基)《4 月》 ・廃蛍光灯の処理委託開始《4 月》		・浄化槽法施行《10 月》
昭和 61 年	・船橋都市計画ごみ焼却場の変更(南部清掃工場(3.3ha)を追加)《1 月》		

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一　般
昭和 62 年	・小野田町にﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ設置(ﾋﾞﾝ類 60ｔ/7h、ｶﾝ類 20ｔ/7h)《11 月》		・船橋市浄化槽清掃業の許可に関する規則(現：浄化槽法施行細則)施行《3 月》
昭和 63 年	・ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ袋の特大ｻｲｽﾞ(45 ﾘｯﾄﾙ)の販売開始《10 月》	・合併処理浄化槽設置事業補助金交付事業開始《4 月》	・環境美化ﾓﾃﾞﾙ地区指定事業を開始(平成 19 年 3 月まで)《6 月》
平成元年	・可燃ごみの夜間収集区域拡大《6 月》 ・南部清掃工場稼動(375ｔ/日、ﾌｪﾙﾝﾄ式回転ｷﾙﾝ付ｽﾄｰｶ焼却炉)《9 月》 ・再生ｾﾝﾀｰ開設《10 月》		
平成 2 年	・北部清掃工場改造工事のため運転停止(平成 4 年 3 月まで)《2 月》 ・有価物回収業者助成金制度開始《4 月》 ・ごみ減量ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ「ﾀﾞｲｴｯﾄ船橋」開始《4 月》 ・ごみ減量ﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙの開催(以降平成 13 年 10 月まで毎年開催)《10 月》 ・牛乳ﾊﾟｯｸの拠点回収開始《11 月》		
平成 3 年	・船橋都市計画ごみ焼却場の変更(東町事業所の廃止)《2 月》 ・再生ｾﾝﾀｰにて再生品の販売開始《10 月》		・資源有効利用促進法施行《10 月》
平成 4 年	・西浦町事業所焼却炉休止《3 月》 ・北部清掃工場再稼動(435ｔ/日、流動床式焼却炉)《4 月》		・船橋市一般廃棄物処理基本計画を策定《3 月》 ・改正廃棄物処理法施行《4 月》
平成 5 年	・西浦町事業所破砕機休止《3 月》 ・南部清掃工場敷地内で焼却灰再利用(透水性ﾌﾞﾛｯｸ)実験ﾌﾟﾗﾝﾄ稼動《4 月》 ・「船橋市廃棄物減量等推進審議会」を設置《4 月》 ・旧東町事業所解体跡地に清掃ｾﾝﾀｰを建築《7 月》		・船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行(全部改正)《4 月》 ・船橋市霊堂条例施行《4 月》 ・西浦町事業所及び東町事業所を統合して清掃ｾﾝﾀｰを設置《7 月》
平成 6 年	・船橋駅前に透水性ﾌﾞﾛｯｸ試験施工《3 月》 ・北部清掃工場敷地内で焼却残渣ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗﾝﾄ稼動(22ｔ/日)《4 月》 ・ﾌﾛﾝｶﾞｽの回収開始《5 月》 ・塵芥車に低公害型 LPG 車導入《8 月》 ・ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ内にｶﾝ処理棟を新設(ｶﾝ類 20→45ｔ/7h)《11 月》		・環境基本法完全施行《6 月》
平成 7 年	・ｸﾘｰﾝ船橋 530 推進員委嘱(以降隔年で委嘱)《5 月》 ・「ｸﾘｰﾝ船橋 530 の日」実施	・し尿収集手数料自治会へ徴収委託廃止《3 月》	・有価物回収協同組合設立《4 月》 ・容器包装ﾘｻｲｸﾙ法施行《12 月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一　般
	(以降毎年実施)《6 月》 ・厚生省からｸﾘｰﾝﾘｻｲｸﾙﾀｳﾝとして選定される《9 月》 ・生ごみ堆肥化実験開始(習志野台第二小、法典小、南本町小、海神南小、塚田小、行田中/平成 10 年 3 月まで)		
平成 8 年	・生ごみ処理容器購入費助成事業の開始《4 月》 ・市保管文書の資源化処理委託開始《4 月》 ・有価物のｽﾃｰｼｮﾝ回収を開始《4 月》 ・北部清掃工場敷地内に破砕選別処理施設を設置(92ｔ/5h)《4 月》	・西浦処理場建替着工《9 月》	
平成 9 年	・有用不燃物を資源ごみに名称変更《4 月》 ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙの拠点回収開始《4 月》 ・紙ﾊﾟｯｸを有価物の回収品目に追加《9 月》		
平成 10 年	・粗大ごみの電話申込制開始《4 月》 ・可燃ごみ(15・20・30・45 ﾘｯﾄﾙ)及び不燃ごみ(15・20・30 ﾘｯﾄﾙ)の指定袋制開始《4 月》		・船橋市一般廃棄物処理基本計画を策定《3 月》 ・浜町 2 丁目地先公有水面埋立《3 月》 ・船橋市ﾎﾟｲ捨て防止条例施行ﾎﾟｲ捨て防止重点区域指定(船橋駅北口～船橋駅北口交差点)《6 月》 ・廃棄物第一課をｸﾘｰﾝ推進課に変更し、廃棄物第二課と保険衛生部衛生課を統合して環境部環境衛生課を設置《7 月》
平成 11 年	・南部清掃工場敷地内で焼却灰再資源化施設稼動(25ｔ/日)《4 月》 ・家電製品の基盤回収開始 ・ｳｪｽﾃｨｯｸ大賞厚生大臣賞受賞《11 月》 ・小中学校ﾎﾟｲ捨て防止標語を可燃ごみ指定袋に表示	・浄化槽汚泥の海洋投入廃止《4 月》 ・西浦処理場稼動(処理能力 180kℓ/日)《4 月》 ・高瀬下水処理場開始	
平成 12 年	・北部・南部清掃工場で ISO14001 の認証取得《2 月》 ・飯山満南小に機械式堆肥化用生ごみ処理機を設置(50kg/日)(平成 31 年 3 月まで)《2 月》 ・生ごみ処理容器購入費助成事業に機械式を追加(平成 26 年 3 月まで)《4 月》 ・北部清掃工場にてﾀﾞｲｵｷｼﾝ類対策改造工事着工(平成 13 年 11 月まで)《9 月》	・し尿汲取手数料出納員の廃止	・ﾎﾟｲ捨て防止 PR 清掃活動委託(労働省補助金)《1 月》 ・容器包装ﾘｻｲｸﾙ法完全施行《4 月》 ・狂犬病予防法に基づく犬の登録事務が環境衛生課へ移管《4 月》 ・ﾎﾟｲ捨て防止重点区域の追加指定(船橋駅南口～湊町 2 丁目交差点)《6 月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一　般
平成 13 年	・家電 4 品目(冷蔵庫、洗濯機、ｴｱｺﾝ、ﾌﾞﾗｳﾝ管式ﾃﾚﾋﾞ)の市収集終了《4 月》		・循環型社会形成推進基本法完全施行《1 月》 ・資源有効利用促進法全面改正施行《4 月》 ・家電ﾘｻｲｸﾙ法完全施行《4 月》 ・ｸﾞﾘｰﾝ購入法施行《4 月》 ・改正浄化槽法施行(浄化槽の新設における単独処理浄化槽の原則廃止)《4 月》 ・船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例施行《4 月》 ・食品ﾘｻｲｸﾙ法施行《5 月》
平成 14 年	・飛灰の一部資源化処理委託開始(平成 15 年 3 月まで)《8 月》 ・「船橋市ごみ対策等研究会」を設置(平成 16 年 3 月まで)《9 月》 ・粗大ごみの有料化実施《10 月》 ・粗大ごみのｸﾘｰﾝｻﾎﾟｰﾄ収集開始《10 月》 ・不燃ごみ(30 ﾘｯﾄﾙ)の指定袋を廃止《10 月》 ・三山小に機械式堆肥化用生ごみ処理機を設置(50kg/日)(平成 31 年 3 月まで)《12 月》 ・ﾘｻちゃん号をﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞﾊﾞｽに更新《12 月》	・廃棄物処理法施行令の一部改正に伴い、し尿の海洋投入禁止《2 月》	・建設ﾘｻｲｸﾙ法完全施行《5 月》 ・船橋市議会において、歩きﾀﾊﾞｺのない町・船橋を目指す決議《9 月》
平成 15 年	・廃棄物等の不法投棄に関する情報提供の業務委託開始《6 月》 ・ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰを改築し、処理能力を変更(ﾋﾞﾝ類 60→42ｔ/7h、ｶﾝ類 45→25ｔ/7h、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ 2.5ｔ/7h)《12 月》	・浄化槽法に係る以下の事務を開始《4 月》 ⑴浄化槽保守点検業者の登録・立入検査・指導 ⑵浄化槽の設置届出及び浄化槽の維持管理報告書等の各種届出の受理 ⑶浄化槽の立入検査・指導	・中核市移行《4 月》 ・産業廃棄物課設置《4 月》 ・船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行《4 月》 ・船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行《4 月》 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則施行《4 月》 ・資源有効利用促進法に基づくﾊﾟｿｺﾝのﾘｻｲｸﾙ開始《10 月》
平成 16 年	・可燃ごみの収集 2 人乗車開始《4 月》	・千葉県合併処理浄化槽普及促進協議会会長市《4 月》 ・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助及び高度処理型合併処理浄化槽設置補助を追加《4 月》	・船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行《7 月》 ・公衆便所に「市民ﾄｲﾚ」制度を導入《8 月》 ・路上喫煙及びﾎﾟｲ捨て防止条例施行(全部改正/船橋駅周辺部を重点区域に指定)《10 月》
平成 17 年	・粗大ごみ及び不燃ごみの収集 2 人乗車開始《4 月》 ・飛灰の一部資源化処理委託再開《4 月》 ・530 推進員永年勤続表彰(以降委嘱の際に実施)《5 月》 ・粗大ごみのﾌﾟﾗｽﾁｯｸ資源化処理委託開始《6 月》 ・一般廃棄物処理基本計画の策定に向け「船橋市ごみｾﾞﾛ検討委員会」		・自動車ﾘｻｲｸﾙ法本格施行《1 月》 ・ｸﾘｰﾝ推進課内にごみｾﾞﾛ計画室を設置《4 月》 ・路上喫煙及びﾎﾟｲ捨て過料実施《4 月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一　般
	を設置(平成 19 年 3 月まで)《6 月》		
平成 18 年	・ｸﾘｰﾝ船橋市民会議が環境大臣表彰受賞《6 月》 ・坪井小に機械式堆肥化用生ごみ処理機を設置(100kg/日)(平成 31 年 3 月まで)《11 月》	・脱水汚泥の資源化(堆肥)を図るため、その大部分の委託処理開始《4 月》 ・浄化槽清掃業許可業者 4 社となる《4 月》	・西船橋駅周辺部を路上喫煙、ﾎﾟｲ捨て等防止重点区域に指定(8 月から過料徴収)《7 月》
平成 19 年	・焼却灰再資源化施設休止《4 月》 ・焼却灰の一部資源化処理委託開始《4 月》 ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙの試行収集開始(坪井町の一部)《6 月》 ・「船橋ﾍﾞｲｴﾘｱをきれいにする日」実施(以降毎年実施)《9 月》	・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、くみ取便所から合併処理浄化槽への転換補助を追加《4 月》	・船橋市一般廃棄物処理基本計画を策定《3 月》 ・環境美化ﾓﾃﾞﾙ活動認定制度を開始《4 月》
平成 20 年	・南部清掃工場にて売電ｼｽﾃﾑを構築し、電力の売払いを開始《2 月》 ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙの試行収集開始(前原東 4･5 丁目の一部/平成 21 年 3 月まで)《5 月》 ・ごみの持ち去り防止早朝ﾊﾟﾄﾛｰﾙを開始《6 月》 ・「ｸﾘｰﾝ船橋 530 推進員」を廃棄物処理法に規定する「廃棄物減量等推進員」とし、条例で位置付け《7 月》		・船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行(全部改正)《7 月》 ・船橋市硫酸ﾋﾟｯﾁの生成の禁止に関する条例施行《7 月》
平成 21 年	・液晶式及びﾌﾟﾗｽﾞﾏ式ﾃﾚﾋﾞ、衣類乾燥機を排出禁止物に追加《4 月》 ・「船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会」を設置《6 月》 ・ﾌﾟﾘﾝﾀｰの廃ｲﾝｸｶｰﾄﾘｯｼﾞを排出禁止物に追加《7 月》 ・西浦町事業所解体工事着工(平成 22 年 12 月まで)《9 月》	・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、補助対象となる合併処理浄化槽を高度処理型合併処理浄化槽のみに変更《4 月》	・改正家電ﾘｻｲｸﾙ法施行《4 月》
平成 22 年	・民間の処理施設による使用済み紙おむつﾘｻｲｸﾙの開始《12 月》		・ｸﾘｰﾝ推進課内ごみｾﾞﾛ計画室をごみ処理施設整備室に変更《4 月》
平成 23 年	・船橋市都市計画ごみ焼却場の変更(廃止)及びごみ処理場の決定(西浦資源ﾘｻｲｸﾙ施設)《3 月》 ・船橋市都市計画ごみ焼却場の変更(北部清掃工場（59,400 ㎡）の建て替え)《3 月》 ・化粧品用ｶﾞﾗｽ瓶を資源ごみとしての分別へ変更《4 月》		

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一　般
平成 24 年	･50 cc以下の原動機付き自転車を排出禁止物に指定《4 月》 ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙの拠点回収終了《9 月》 ･ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ廃止《9 月》 ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙのｽﾃｰｼｮﾝ収集を開始《10 月》 ･民間処理施設（船橋ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ）へ資源ごみの処理委託開始《10 月》	･合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、単独浄化槽又は汲み取り便槽から高度処理型合併処理浄化槽へ転換設置するものにのみ補助を実施《4 月》 ･(社)船橋市清美公社が公益社団法人に移行《4 月》	･船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定《2 月》 ･（財）船橋市環境公社を解散《3 月》
平成 25 年	・西浦資源ﾘｻｲｸﾙ施設稼働（不燃ごみ 29t/日、粗大ごみ 34t/日）《4 月》 ・ごみ収集ｽﾃｰｼｮﾝにおける蛍光管、乾電池の分別収集開始《4 月》 ･船橋市都市計画ごみ焼却場の変更（北部清掃工場の区域縮小（47,900 ㎡））《12 月》		・小型家電ﾘｻｲｸﾙ法施行《4 月》
平成 26 年	・西浦資源ﾘｻｲｸﾙ施設での小型家電の回収開始《1 月》 ･小型家電の拠点回収を 4 箇所で開始　《2 月》 ・全ての祝日ごみ収集ｽﾃｰｼｮﾝ収集開始（元日除く）《4 月》	合併処理浄化槽設置事業補助金要綱を一部改正し、建て替え・新築に伴う転換設置の場合にも補助対象を拡大《4 月》	
平成 27 年	・小型家電回収拠点を 12 箇所増設し、全 16 箇所で実施《11 月》		･産業廃棄物課を廃棄物指導課に変更《4 月》 ･ｸﾘｰﾝ推進課内ごみ処理施設整備室を廃止し、資源循環課を新設《4 月》 ･環境衛生課を環境保全課他に分離統合《4 月》 ･狂犬病予防法に基づく犬の登録事務及び公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づく公衆浴場補助金事業が保健所衛生指導課へ移管《10 月》
平成 28 年	・割れた蛍光管・水銀体温計等を不燃ごみの日に分別収集開始《4 月》		
平成 29 年	・北部清掃工場稼働（可燃ごみ 381t/日、粗大ごみ 15t/日）《4 月》 ･余熱利用施設（ふなばしﾒｸﾞｽﾊﾟ）稼働《4 月》 ・有価物の品目「雑誌・雑紙」を「雑誌」と「雑がみ」の二品目に分割《4 月》 ・小型家電回収品目に「携帯電話」、「ﾊﾟｿｺﾝ(ﾉｰﾄ型)」を追加《4 月》 ･都市鉱山からつくる！みんなの		･船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定《2 月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一　般
	ﾒﾀﾞﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄに参加《6 月》		
平成 30 年	・再生ｾﾝﾀｰ廃止《3 月》 ・家庭系可燃ごみ収集回数の見直し（週 3 回から週 2 回）《10 月》 ・ふれあい収集開始《10 月》 ・小型家電回収拠点を 4 箇所増設し、全 20 箇所で実施《10 月》		・船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例施行（全部改正）《4 月》
平成 31 年 令和元年	・ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度を開始《2 月》 ・都市鉱山からつくる！みんなのﾒﾀﾞﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ終了《3 月》 ・災害廃棄物等の処理に関する協定を締結《3 月》 ・令和元年度台風 15 号、19 号及び豪雨災害に伴う被災地派遣《9 月～11 月》 ・家庭系可燃ごみの収集時間を午後 7 時から午後 7 時 30 分に変更《12 月》 ・災害時における一般廃棄物の収集運搬の協力に関する協定《12 月》	・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、建築確認を伴わない転換設置に対する宅内配管工事への上乗せ補助を追加《4 月》	・津田沼駅北口周辺部を路上喫煙、ﾎﾟｲ捨て等防止重点区域に指定(10 月から過料徴収)《9 月》
令和 2 年	・災害廃棄物処理計画の策定《3 月》 ・災害廃棄物等の処理に関する協定の締結《3 月》 ・南部清掃工場稼働《4 月》 ・災害時における一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬の協力に関する協定の締結《11 月》		
令和 3 年	・株式会社ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ・ｼﾞｬﾊﾟﾝとの「ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙﾘｻｲｸﾙ事業に係る協定」並びに「環境分野に係る連携協定」の締結《2 月》		・路上喫煙及びﾎﾟｲ捨て防止条例施行(一部改正/指定喫煙所設置(実証実験)のための改正)《3 月》 ・路上喫煙及びﾎﾟｲ捨て防止条例施行(違反者に対して直ちに過料を科すことができるようにするための改正)《7 月》 ・指定喫煙所開設《10 月》
令和 4 年	・可燃ごみ指定袋（15・20ℓ）のﾃﾞｻﾞｲﾝを変更《7 月》 ・食品ﾛｽ削減月間の全庁的取組《10 月》		・船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定《3 月》 ・船橋市食品ﾛｽ削減推進計画策定《3 月》
令和 5 年	・ﾌｰﾄﾞﾄﾞﾗｲﾌﾞの一部常設化《2 月》 ・船橋市と株式会社ﾏｰｹｯﾄｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞとの連携に関する協定《3 月》		

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一　般
	・生ごみ処理容器購入費助成事業に機械式を追加《4 月》 ・船橋市と株式会社ｼﾞﾓﾃｨｰとのﾘｭｰｽ活動の促進に向けた連携と協力に関する協定《10 月》		
令和 6 年	・HOYA 株式会社ｱｲｹｱｶﾝﾊﾟﾆｰとの使い捨てｺﾝﾀｸﾄﾚﾝｽﾞ空ｹｰｽの回収に関する協定《3 月》		

第３節　　組　　織

※人数は清掃関係課･事業所のみ　　令和6年4月1日現在

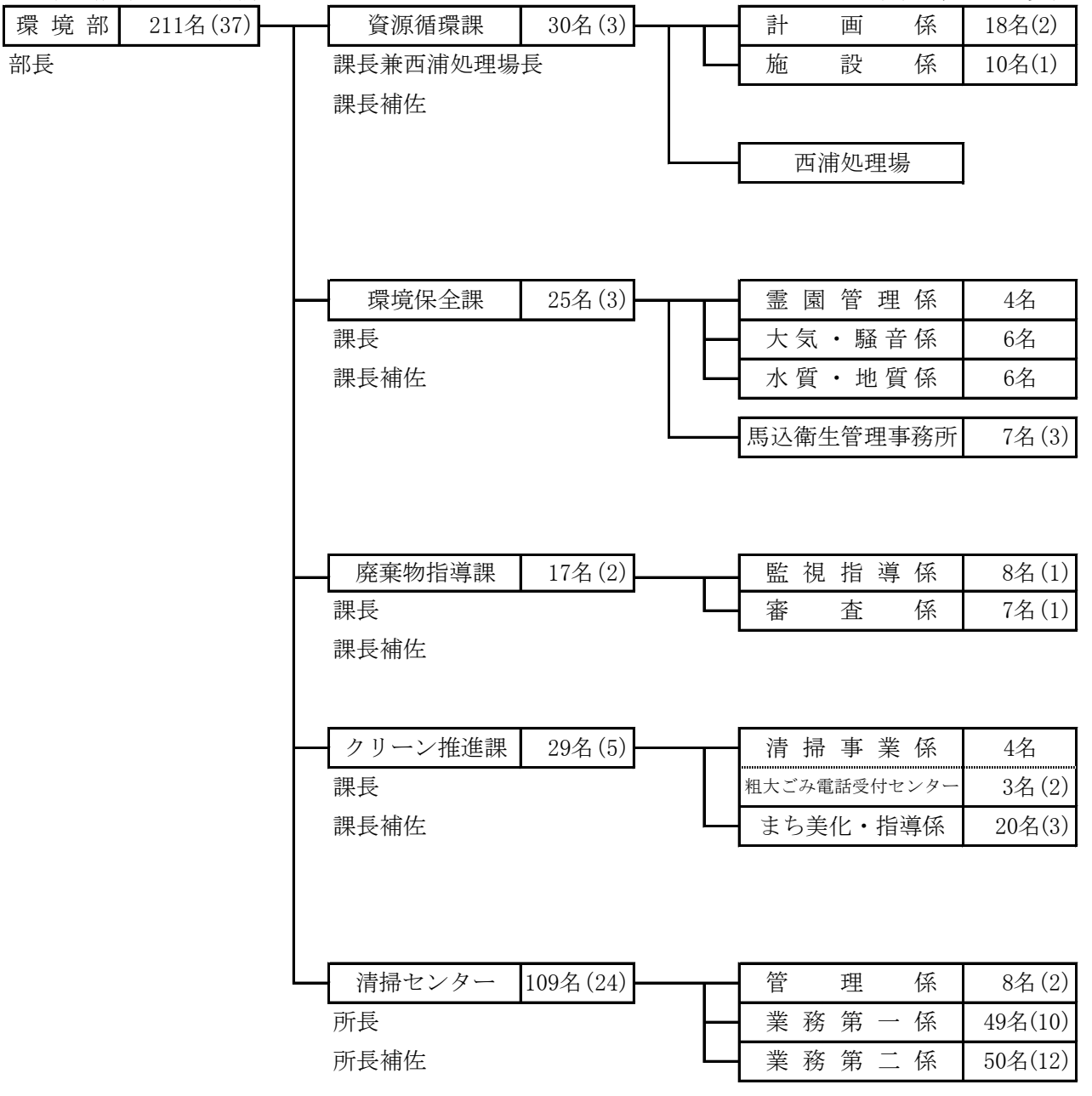

※環境政策課19名を含めると環境部総数230名(37)
※（ ）は再任用（内数）

第４節　　事務分掌

令和６年４月１日現在

資源循環課

１．一般廃棄物（犬、猫等の死体を除く。以下この項において同じ。）の処理に係る基本計画、実施計画及び行動計画に関すること。
２．家庭系の一般廃棄物の減量及び資源化に関すること。
３．廃棄物減量等推進審議会に関すること。
４．一般廃棄物の処分に関すること。
５．ふれあい収集事業に関すること。
６．市の一般廃棄物処理施設に関すること。
７．北部清掃工場余熱利用施設に関すること。

環境保全課

１．公害の発生状況の把握及び常時監視に関すること。
２．公害の防止のための規則、検査及び指導等に関すること。
３．公害に係る苦情の相談に関すること。
４．空間放射線量及び土壌の放射能の監視に関すること。
５．公害の防止及び環境保全のための研究及び啓発に関すること。
６．霊園事業の総合計画に関すること。
７．霊園・霊堂に関すること。
８．墓地等の経営の許可に関すること。
９．四市複合事務組合（斎場）に関すること。
10．馬込衛生管理事務所に関すること。
11．浄化槽清掃業者の許可及び指導監督に関すること。
12．浄化槽保守点検業の登録及び指導監督に関すること。
13．浄化槽の設置等の届出の受理及び指導監督に関すること。
14．合併処理浄化槽への転換促進に関すること。
15．関係機関との連絡調整に関すること。

廃棄物指導課

１．廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
２．廃棄物処理施設の許可及び指導監督に関すること。
３．産業廃棄物の適正処理の指導監督に関すること。
４．産業廃棄物の減量及び資源化に関すること。
５．事業系一般廃棄物の適正処理の指導監督に関すること。
６．事業系一般廃棄物の減量及び資源化に関すること。
７．廃棄物の不法投棄の防止等に関すること。
８．有害使用済機器の保管等の届出の受理及び指導監督に関すること。

９．ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理の指導監督及び調査に関すること。
10．使用済自動車の解体業及び破砕業の許可及び指導監督に関すること。
11．使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者の登録及び指導監督に関すること。
12．土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関すること。

クリーン推進課
１．一般廃棄物（浄化槽汚泥及び犬、猫等の死体を除く。以下この項において同じ。）の適正処理、分別排出等に係る巡回指導に関すること。
２．一般廃棄物の不法投棄対策に関すること。
３．一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
４．一般廃棄物の処理手数料に関すること。
５．ごみ収集ステーションに関すること。
６．クリーン船橋 530 推進事業に関すること。
７．路上喫煙及びポイ捨て防止対策に関すること。
８．清美公社に関すること。

清掃センター
１．ごみの収集及び運搬に関すること。
２．ごみ収集ステーションのごみの排出指導に関すること。
３．収集用車両の配車及び運行に関すること。
４．収集用車両の管理に関すること。
５．清掃センターの維持管理に関すること。

西浦処理場
１．し尿の処理に関すること。
２．西浦処理場の維持管理に関すること。
３．西浦処理場内外の連絡調整に関すること。

馬込衛生管理事務所
１．霊園の維持管理に関すること。
２．霊堂の維持管理に関すること。
３．野生動植物の現地調査及び駆除に関すること。
４．犬、猫等の死体の収集、運搬及び処理に関すること。
５．あき地に係る雑草の除去の助言及び指導又は命令等に関すること。
６．公衆便所に関すること。

第５節　　清掃関係職員配置数

令和６年４月１日現在

所属		一般行政職		技能労務員		計
課・事業所名	係名	一般事務	一般事務以外	技能	技労	
部長			1名			1名
資源循環課	管理職	1名	1名			2名
	計画係	8名	2名 (2)	8名		18名 (2)
	施設係	1名	9名 (1)			10名 (1)
	計	10名	12名 (3)	8名		30名 (3)
環境保全課	管理職	1名	1名			2名
	霊園管理係	4名				4名
	大気・騒音係		6名			6名
	水質・地質係	1名	5名			6名
	計	6名	12名			18名
馬込衛生管理事務所	管理職	1名				1名
		5名 (3)		1名		6名 (3)
	計	6名		1名		7名 (3)
廃棄物指導課	管理職	1名	1名			2名
	監視指導係	4名	2名	2名 (1)		8名 (1)
	審査係	1名	6名 (1)			7名 (1)
	計	6名	9名 (1)	2名 (1)		17名 (2)
クリーン推進課	管理職	2名				2名
	清掃事業係	4名				4名
	まち美化・指導係	4名		16名 (3)		20名 (3)
	粗大ごみ電話受付センター	2名 (2)		1名		3名 (2)
	計	12名 (2)	0名	17名 (3)		29名 (5)
清掃センター	管理職	2名				2名
	管理係	2名	1名	5名 (2)		8名 (2)
	業務第一係	1名		45名 (9)	3名 (1)	49名 (10)
	業務第二係	1名		45名 (12)	4名	50名 (12)
	計	6名	1名	95名 (23)	7名 (1)	109名 (24)
合計		46名 (2)	35名 (4)	123名 (27)	7名 (3)	211名 (37)

※（ ）は再任用（内数）

第６節　　予算・決算・原価

１．予 算

（１）令和６年度一般会計当初予算

（単位：千円）

○歳出予算額	235,250,000	（対前年度伸率	5.1％）
（款）衛生費	18,012,000	（対前年度伸率	△24.8％）
（項）清掃費	7,041,090	（対前年度伸率	1.1％）

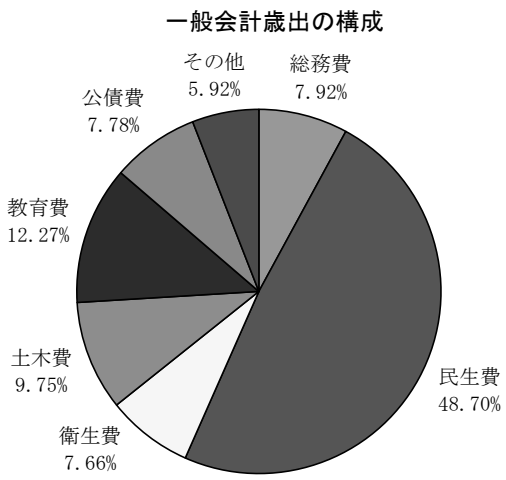

（一般会計歳出の構成）

総務費	18,640,300
民生費	114,567,800
衛生費	18,012,000
土木費	22,944,000
教育費	28,855,600
公債費	18,302,900
その他	13,927,400
合　計	235,250,000

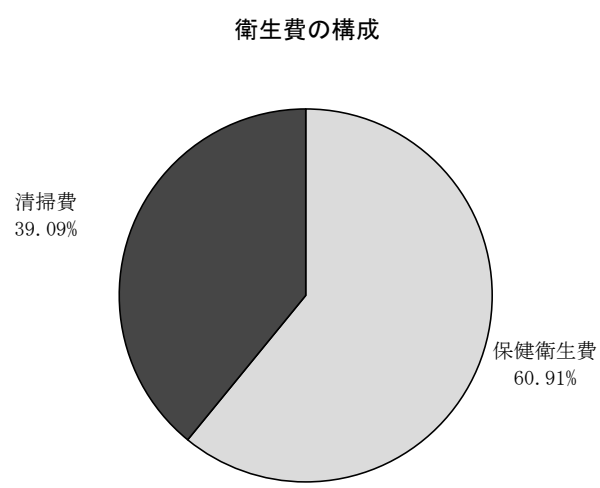

（衛生費の構成）

保健衛生費	10,970,910
清掃費	7,041,090
合　計	18,012,000

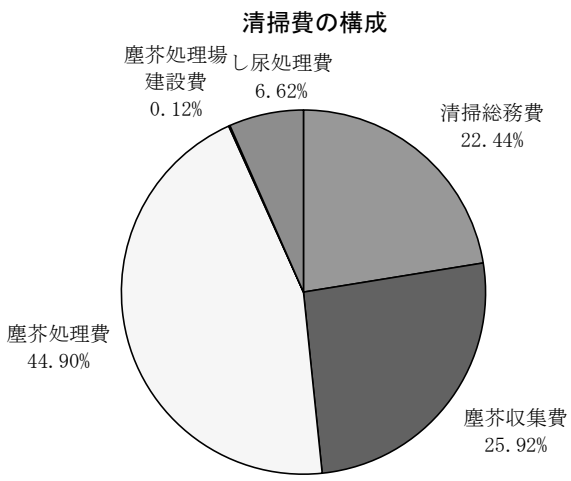

（清掃費の構成）

清掃総務費	1,580,240
塵芥収集費	1,824,940
塵芥処理費	3,161,530
塵芥処理場建設費	8,590
し尿処理費	465,790
合　計	7,041,090

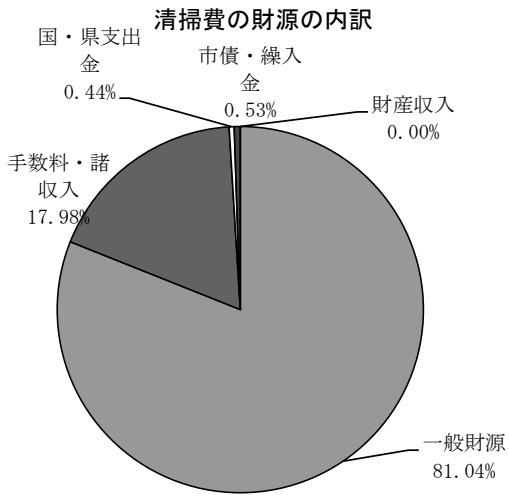

（清掃費の財源の内訳）

一般財源	5,706,031
手数料･諸収入	1,266,276
国・県支出金	31,282
市債・繰入金	37,500
財産収入	1
合　計	7,041,090

（２）令和６年度一般会計当初予算清掃費内訳

（単位：千円）

項	目	事業別内訳	
清掃費	１　清掃総務費	１　一般職人件費	1,538,770
7,041,090	1,580,240	２　会計年度任用職員報酬	6,475
		３　清掃総務諸経費	13,301
		４　産業廃棄物対策事業費	21,693
		５　一般廃棄物処理施設等整備基金積立金	1
	２　塵芥収集費	１　塵芥収集費	62,457
	1,824,940	２　塵芥収集委託費	968,800
		３　資源ごみ収集委託費	439,700
		４　有価物・資源ごみ回収費	163,938
		５　塵芥収集施設管理運営費	79,400
		６　塵芥収集諸経費	110,645
	３　塵芥処理費	１　北部清掃工場塵芥処理費	664,001
	3,161,530	２　北部清掃工場余熱利用施設管理運営費	109,944
		３　南部清掃工場塵芥処理費	829,643
		４　塵芥処理諸経費	1,770
		５　塵芥処理委託費	1,556,172
	４　塵芥処理場建設費	１　廃棄物関連施設建設費	8,590
	8,590		
	５　し尿処理費	１　し尿収集費	125,655
	465,790	２　し尿処理費	340,135

２．決　算

令和５年度一般会計決算清掃費内訳

（単位：円）

区　　分	決算額
清　掃　総　務　費	1,578,563,797
塵　芥　収　集　費	1,601,852,493
塵　芥　処　理　費	3,013,934,260
塵　芥　処　理　場　建　設　費	17,733,944
し　尿　処　理　費	422,423,750
清　掃　費　計（A）	6,634,508,244
市民一人当たり清掃費　※	10,253
市民一世帯当たり清掃費　※	22,080
一般会計決算額（B）	234,085,739,657
一般会計に占める割合 （A）／（B）	2.83%

※令和５年１０月１日現在の人口及び世帯数に基づく

令和５年１０月１日現在　人口　647,105人

世帯数　300,470世帯

３．原　価

令和５年度　ごみ原価計算表

（単位：円）

		総額	収集運搬			中間処理（焼却・資源化等）			最終処分（埋め立て）		
			生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計
１．　人件費											
	（１）職員給与費（一般職）	149,801,602	149,801,602		149,801,602	0	0	0	0	0	0
	（２）職員給与費（技能職）	1,003,953,373	1,003,953,373		1,003,953,373	0	0	0			0
	（３）退職手当引当金繰入額	91,145,830	91,145,830		91,145,830	0	0	0	0	0	0
	（４）その他	0			0	0	0	0	0	0	0
	小計	1,244,900,805	1,244,900,805		1,244,900,805	0	0	0	0	0	0
２．　物件費等											
	（１）処理費	0									
	（２）委託費	4,463,638,656	1,540,543,808		1,540,543,808	1,995,134,686	626,219,669	2,621,354,355	221,967,757	79,772,736	301,740,493
	（３）減価償却費	2,130,428,188	54,400,166		54,400,166	1,504,316,132	571,711,890	2,076,028,022			
	（４）その他	98,195,124	23,861,834		23,861,834	53,762,307	20,570,983	74,333,290			
	小計	6,692,261,968	1,618,805,808		1,618,805,808	3,553,213,125	1,218,502,542	4,771,715,667	221,967,757	79,772,736	301,740,493
３．　移転費用											
	（１）組合分担金等（処理及び維持管理費）										
	（２）その他										
	小計										
処理原価合計		7,937,162,773			2,863,706,613			4,771,715,667			301,740,493
構成比率(%)					36.07%			60.11%			3.82%